

桜ヶ丘フットボールクラブ

S I N C E 1 9 9 4

リスペクト

関わりのあるすべてを大切に思う事

運 営 規 約

当規約は 首記チーム運営に関する すべての該当者
(監督・コーチ・保護者・子ども) が遵守するものとする



2024年 6月 改定

《 1 》 運営方針

- ・当クラブはサッカーを通じて体力の増進と基礎的運動対応力を高める。
- ・サッカーを通じてスポーツの楽しさを知り、地域の子供達の遊びの輪を広げ仲間作りをして行く。
- ・集団活動を通して人間関係作りへの望ましい習慣や態度を身に着け、協調性を養う。
- ・健康、安全に対する正しい理解と習慣を身に着け、日常生活に活かせるようにする。
- ・サッカーを通じて努力の大切さを知り集中力を養う。
- ・サッカーを通じて自分を助けてくれる方（家族・コーチ・相手チーム等）に感謝し人と人との関りを覚え大切にすることを養う。

《 2 》 対象部員

- ・幼稚園、保育園年長児から小学校6年生の男女を対象とする。
（但し女子は大会規定により出場出来ない大会もある）
- ・幼稚園、保育園年長児について
 - ※ 練習に参加する時は保護者または保護者に準ずる人が送迎する。
 - ※ 練習試合に参加する時は、必ず保護者または保護者に準ずる人が付き添う。
 - ※ 参加出来ない公式試合もあります。

《 3 》 スポーツ安全保険

- ・メンバー全スポーツ安全保険に加入する事
- ・保険期間は4月1日午前0時から翌3月31日午後12時までとする
- ・4月1日以降の申し込みは、掛け金を振り込んだ日の翌日午前0時から有効で終期は3月31日午後12時までとする。
- ・年度ごとに更新する。(2月～3月)
- ・詳細は、別紙参照のこと。(加入時、更新時に配布)

《 4 》 指導方針

- ・すべての子供達がサッカーを楽しめるよう平等に接する。
- ・何が良かったか、どうしたら良くなるかを具体的に伝える。
- ・サッカーを通じて仲間の大切さを伝える。
- ・自分の考えをプレーに生かせるよう、本人の話を聴き個性を伸ばす指導に留意する。
- ・子供達の見本であり、信頼される言葉使いをする。

《 5 》 クラスについて

U-8 の部 ⇒ 1 年生・2 年生・年長児

U-10 の部 ⇒ 3 年生・4 年生

U-12 の部 ⇒ 5 年生・6 年生

補足

U-6 とは年長児を言う

U-7 とは1 年生を言う

U-8 とは2 年生を言う

U-9 とは3 年生を言う

U-10 とは4 年生を言う

U-11 とは5 年生を言う

U-12 とは6 年生を言う

《 6 》 年間予定

おもな年間出場予定公式大会

(1) 保土ヶ谷区少年サッカー協会主催大会

- ・U-12 保土ヶ谷区大会 年間を通じて活動
- ・U-10 保土ヶ谷区大会 年間を通じて活動
- ・U-8 保土ヶ谷区大会 年間を通じて活動
- ・U-11 保土ヶ谷区民大会 年間を通じて活動
- ・保土ヶ谷区リーグ (U-11・U-9) 年間を通じて開催

※開催時期はグラウンド確保状況により変更もある

- ・U-12 保土ヶ谷区選抜 年間を通じて活動
(メンバー選考は監督に一任する。)

(2) 横浜市少年サッカー協会主催大会

- ・U-12 サッカーリーグ 前期 4 月～6 月 後期 9～11 月
- ・横浜市春季少年サッカー大会 4 月～7 月 U-10・U-8
- ・横浜国際ちびっこサッカー大会 9 月～12 月 U-10・U-8
- ・横浜市長杯 1 月～2 月 U-11
- ・日産カップ争奪神奈川県少年サッカー選手権 1 月～2 月 U-12・U-10

公式戦のみ

※U-8 の部は 2 年生中心とする 1 年生を含む選抜チームで大会に挑む。

※U-10 の部は 4 年生中心とする 3 年生を含む選抜チームで大会に挑む。

※U-12 の部は 6 年生中心とする 5 年生を含む選抜チームで大会に挑む。

※選抜チームのメンバーは監督・コーチに一任する。

(3) クラブ行事

親子サッカー大会 5～6月 年度により決定

6年生 お別れ会 3月

保護者会 4月・他必要に応じて

学年委員会 必要に応じて

※その他、各監督・コーチの判断でカップ戦（・・・杯）練習試合等がある。

※練習試合の出場について出来る限り参加メンバーを出場させるが、普段からの練習の出席率等を考慮し監督・コーチに一任する。

《 7 》 練習場所・日時

(場所)

- ・ 毎週土曜日 桜台小学校 校庭
- ・ 第2日曜日、第4日曜日 保土ヶ谷小学校 校庭

(時間)

- ・ 3月～10月 13:00 ～ 16:30
- ・ 11月～2月 13:00 ～ 16:00

※天候、気温により時間を変更する事がある

※学校行事によって校庭が使用出来ない時は練習場所を変更することがある。

※練習時の服装は基本ユニフォームを着用する事

※ボールは4号ボール（検定球）を使用する事。

※保土ヶ谷小学校校庭はスパイク使用禁止（トレーニングシューズ使用）

《 8 》 運営費

- ・ 入会金 500円
- ・ 年会費 年会費の額は年度によって変動するものとする。
なお、入会初年度は納付の対象外とする。
- ・ 会費 月会費を2,000円とし1年を4期に分け4月・7月・10月・1月に
3ヶ月分ずつ6,000円を納めることとする。

《 9 》 試合への参加

- ・ 試合、練習試合には、出来るだけ参加すること。
- ・ 試合、練習試合に関してのメンバーはコーチに一任する。
- ・ 服装・・・全員ユニフォームを着用すること。

注) 公式戦の場合、ユニフォームの外に出るアンダーは黄色の長袖シャツ、緑色のアンダースパッツのみ着用できる。(サブユニフォーム着用時は、アンダーは上下とも白のみ可。)

- ・持ち物・・・サッカーシューズ・シンガード(すね当て)・ボール・クリアケース
着替え・タオル・ハンドタオル・水筒
天候に応じて 防寒具・雨具・ビニール袋(45ℓ位の大きさ) など
学年委員の連絡により サブユニフォーム・お弁当(おにぎり)・交通費など。

注) クリアケースには名前を記入し、ひもを付けること。おやつは、なし。

- ・ 試合時の注意
 - * 各コーチの指示に従うこと。
 - * グランド及び本部に挨拶すること。
 - * 学年ごとに集合し、準備・応援 等を行うこと。
- ・ 試合への参加は、基本的に 徒歩及び公的機関を利用し、チームで行動する。
- ・ 試合会場の事情により、コーチ及び保護者の自家用車を利用する時は、担当コーチ・学年委員の判断のもとに行う。
 - * 《 19 》車の利用法の項を参照のこと。
- ・ 引率は、原則として試合当番とする。

《 10 》 週当番の活動内容

- ・ 当クラブの、保護者役員以外のメンバーの保護者 2 名の持ち回りとする。ポイント制を導入

注) 試合(練習試合)の当番は週当番とは別とし、参加する学年またはクラスで担当する。

試合当番は保護者役員も実施する

- ・ 練習開始時間の 25 分前には解錠・待機していること

【練習前】

- ・ 開放利用団体がわかるように、利用プレートを門(桜台小学校：西・東門、保土ヶ谷小学校：グラウンド出入口)に掲示する。
- ・ 当番 2 名は腕章を着用する。
- ・ 桜台小学校では、駐車場利用のコーチの車(3 台まで)に、駐車証を掲示する。
駐車証は練習当番荷物の中に保管。

注) 利用プレート・腕章(桜台小)・(保土ヶ谷小)の保管場所

桜台小学校：体育館内の旧体育指導室

保土ヶ谷小学校：トイレのある管理棟

【練習中】

- ・ けがの処置・・・救急セットを使用
医師の処置が必要と思われる場合は、親に連絡をして速やかに病院などへ搬送すること。
- ・ 出席簿の記入、参加人数の確認。(桜台小と保土ヶ谷小で 1 冊ずつ運用)
- ・ 練習しやすい環境づくりをすること。
 - * クラブ部員以外の児童に危険のないよう、やさしく注意する 等
 - * 万が一、クラブ部員以外の児童がグラウンド利用時間内にけがをした場合は、グラウンド利用チームの管理となるため、処置などを施すこと。

- ・ 自発的に気を配ること。
- ・ 会費を納める等があった場合は、それを管理しておくこと。
- ・ 保土ヶ谷小学校では、トイレの鍵を練習開始時に開け、終了時に施錠すること。
- ・ 桜台小学校では、専用スリッパの用意しトイレトペーパーがなくなった場合は旧体育指導室の中にあるトイレトペーパーを補充すること。

【練習終了後】

- ・ 利用プレート・腕章・駐車証を回収し保管場所に戻す。
- ・ トイレの点検、清掃
- ・ グランドの点検、清掃、消毒（ゴミ・忘れ物 等）
- ・ 施設利用日誌の記入。（桜台小学校 1 冊・保土ヶ谷小学校 2 冊）
- ・ クラブ部員以外の児童に、門施錠の声かけをして、学校から出てもらう。

【週当番の荷物を持ち帰った時】

- ・ 救急セットや手洗いソープ、アルコールなどの不足確認する⇒役員へ連絡、役員が補充する
- ・ ビブスを洗濯する。（必要があれば補修もする）
- ・ 週当番の荷物を置き場へ（桜台小：倉庫・保土ヶ谷小：荷物置き場）
- ・ 次週担当者へ鍵を引き継ぐ（引き継ぐ当番は 1 名：鍵引継ぎ当番は順番制とする）

《 11 》本部所在地

- ・ 本部の所在地は以下とする。
神奈川県横浜市保土ヶ谷区法泉 1-4-5-602

《 12 》役員

本クラブには、次のとおり役員を置く。

代表 1 名

監督 3 名（U-8・U-10・U-12 より各 1 名）

運営役員 5 名の 9 名を役員とする。

（但し代表と監督が同一人の場合は 8 名とする）

保護者役員…役員として 5 名

（マネージャー・副マネージャー・HP 担当・全体会計・ユニフォーム担当）

ただし、その年の部員数状況により、話し合いにて 4・5 年から 3 名選出も可能とする。

（役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。）

学年委員…学年のまとめ役として各学年より 2 名

ただし、1 学年の人数が 11 名に満たない場合は話し合いにより 1 名でも良い。

《 13 》役員会

- ・ 役員会は、代表の招集により開催する。
- ・ 役員会は、《 12 》に定める本クラブの役員により構成され、総会での議決案件以外の事案を決定する。

- ・役員会の開催に際しては、必要に応じ、コーチ・学年委員・他関係者の出席を求めることができる。
- ・緊急案件について役員会招集が不可能な場合には、代表、監督の協議により決定し、執行することができる。

《 14 》総会

- ・総会は、原則として年度初め（4月）に開催する。
- ・当クラブの案件で審議が求められる際に、代表の責任のもと総会を開催することができる。
- ・緊急案件について総会招集が不可能な場合には、役員会で決定し総会の追認を受けることにより対応することができる。
- ・総会は、役員、コーチおよびクラブ員の父母で構成する。
- ・総会は、構成員の3分の1以上の出席で成立する。
- ・総会は、次の事項を審議し議決する。
 - （1）活動計画及び収支予算
 - （2）活動報告及び収支決算
 - （3）会則の改廃
 - （4）その他必要な事項
- ・総会での議決は、出席者の過半数をもって有効とする。ただし、可否同数の場合には代表が決する

《 15 》父母会

- ・父母会は、運営委員の協議により、招集され開催する。
- ・父母会は、運営委員、学年委員およびクラブ員の父母により構成され、当番等の父母の役割分担方法等を決定する
- ・父母会の開催に際しては、必要に応じ、運営委員以外の役員、コーチその他関係者の出席を求めることができる。

《 16 》部員募集

- ・ 随時募集する
- ・ 体験入部として、練習・桜台で行う練習試合（※1）に参加できる。（ただし保護者同伴のことで希望すれば2回～3回目の体験も可能とする。2回目以降は、保護者が開始から終了までグラウンドに付き添い、運営委員は不在でも可とする。
- ・ 初回体験時は運営委員が練習開始30分と終了前30分は居る事とする。

（※1）体験における練習試合参加は、怪我のリスクが高くなる為以下の通りとする。

U-8 桜台小学校、保土ヶ谷小学校の練習のみとする。試合での体験は不可。

U-10・12 基本桜台小学校、保土ヶ谷小学校の練習時の体験とする

但し下記の条件があれば、桜台小学校にて行う練習試合の体験参加を認める事とする。

①サッカー経験者である事

②横浜市サッカー協会少年委員会または同等の団体に登録されているチームに所属または所属していた事。（過去1ヶ月以内）

③上記チームより各団体に個人登録されていた事

④怪我のリスクもある為、怪我や事故があった場合は、保護者の責任として対処する為、保護

者が練習試合開始から終了まで桜台小学校内にて居て頂く事

《 17 》 諸注意

- ・ ボールは、バックの中に入れること。
- ・ 練習等の往復時に、ボールで遊ばないこと。
- ・ 練習等の往復時の、子どもの自転車の使用禁止。
- ・ 飲食しながら歩かないこと。
- ・ 時間厳守。
- ・ 持ち物には、必ず記名をすること。
- * ボールには「桜ヶ丘 FC」も記名すること。
- * ボールは字が消えやすいので注意すること。
- ・ 練習中に早退する時は、必ずコーチに連絡すること。

《 18 》 休部・退部

- ・ 休部または退部する場合はその旨を連絡し、休部・退部届けをできるだけその前月末までに提出すること。
- ・ 休部中は会費の徴収をしない。
- ・ 休部終了後、活動を再開する際は、監督、運営委員、学年委員に連絡する。
- ・ 退部後の予納金は返金すること。
- ・ 無断で1ヶ月以上欠席した場合は、会費を徴収すること。

《 19 》 車の利用法

試合（練習・公式）の場合

- ・ 駐車場が利用できる車の台数が決まっている為、コーチ・子ども達・当番が乗る車のみとする。
- ・ 応援の保護者の車は、会場近くの有料駐車場等を利用すること。
- ・ 会場周辺には、絶対に路上駐車をしないこと。

桜台小学校で練習を行う場合

- ・ 桜台小学校近辺には、絶対に駐車・停車ともしないこと。
- ・ 西門の駐車場のみ利用可能であり、駐車台数は3台までとする。
- ・ 駐車利用は原則コーチのみとする。

保土ヶ谷小学校で練習を行う場合

- ・ 保土ヶ谷小学校近辺には、絶対に駐車・停車ともしないこと。
- ・ 保土ヶ谷小学校内駐車場は、3台まで利用可能である。
- ・ 駐車利用は原則コーチのみとする。
- ・ 自転車・バイクは保土ヶ谷小学校の駐輪場を利用すること。

《 20 》 保護者へのお願い

- ・ 当クラブの運営は、監督・コーチを含めボランティアによる運営であり、その支援を保護者として認識すること。
- ・ 当クラブを通じての子どもたちの成長は、保護者の温かい支援・励まし・叱咤なくしては成り立たないものであり、保護者として積極的に当クラブの運営（応援・観戦を含む）に参加すること。

《 21 》 協議

本規約に定められていない事項については、桜ヶ丘 FC に関わる全ての者が誠意をもって協議の上に解決する

《 22 》 附則

本規約は必要に応じて総会にて改正できる

《 23 》 施行

本規約を 2024 年 6 月 8 日より施行する